

障害認定関係書類の紛失について

この度、本連合会において、障害年金の認定請求に係る障害認定診断書等について、障害程度の診査依頼中に、当該診断書等を紛失する事故が発生いたしました。

対象の方には既に御連絡させていただいておりますが、このような事態を招き、対象の方に多大な御迷惑と御心配をおかけするとともに、信頼を損なうこととなりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

1 概要と経過

(1) 発 覚 日：令和2年6月1日

(2) 紛失書類：障害厚生（共済）年金の決定請求又は再認定に係る診断書等 3名分

(3) 経過概要：

- ・ 障害認定書類3名分を本連合会障害認定医（以下「認定医」という。）の自宅宛てに郵送したが、障害程度の認定結果が返戻されないことから、当該認定医に照会したが行方がわからず、本連合会内及び関係先の検索を行ったが、現時点で発見できていない。
- ・ 本連合会と当該認定医との関係書類のやり取りは、レターパックライト（※）により郵送しており、本件書類については、認定医宅に送付済みの配達記録があるが、返信についての記録はない。
※ 日本郵便が行う郵便の方法で、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認でき、届け先の郵便受けに配達される。
- ・ 当該認定医においては、他にも多くの書類のやり取りがあるため、本件書類について確実に返送したかどうか正確な記憶はないとの回答があった。
- ・ 本日までに、本連合会から、紛失対象者に対し経緯を説明するとともに謝罪した。

2 再発の防止について

今回の事故を踏まえ、再発の防止のため、以下の取組を行います。

- ・ 当該認定医については、従来、認定医勤務先を訪問し直接障害認定書類の受け渡しを行っていたが、新型コロナウイルス感染症対策期間中の特例として、対面による認定書類の授受を中止し、レターパックライトにより郵送することとしたもの。

今後は、対面による障害認定書類の受け渡しを再開するとともに、郵送による場合は、対面で渡すようレターパックプラス（※）又は佐川急便特定信書便にて対応。

※ 日本郵便が行う郵便の方法で、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認でき、対面で配達される。

- ・ 認定医から書類返戻期限までに返戻がない場合には、速やかに確認の電話連絡をするよう担当者に徹底。
- ・ 認定医に対して、障害認定書類の厳格な文書管理について要請。（理事長名文書発出）

（問い合わせ先）
年金審査課長 高野 電話 03-5210-4615